

(仮訳)

タイ意匠法改正案に関する JIPA の見解

一般社団法人日本知的財産協会

1. 審査ステップの見直し

改正審査ステップによれば「国内及び外国のデータベースから新規性を審査し、実体審査前に公開することを定めている従来の意匠特許の審査ステップを見直し、国内のデータベースから新規性を審査し、実体審査後に公開することを定めて、知的財産局が実体審査を終えた各出願を公開する。」とあります。

意匠の分野において、タイ国内の意匠データベースのみで新規性を審査することは貴国民が美しく現代的な工業意匠を保護する上で必ずしも適切とは言えません。また、これまでも意匠の新規性の審査は国内のみならず外国のデータベースを利用し行っており、適切な新規な意匠の保護が図られていると判断しております。

そこで、これまでと同様に新規性の審査において国内のみならず外国のデータベースも審査の対象とすることを要望いたします。

2. 工業意匠の保護期間

改正意匠法によれば「工業意匠の保護期間を 10 年から、当初保護期間を 5 年とし、1 回当たり 5 年の延長申請を 2 回可能とする合計 15 年(5 + 5 + 5 = 15 年)に延長する。」とあります。

近年、製品のライフサイクルが伸びており、今の保護期間では充分でないところ、このような改正は我々日本企業にとっても大変有益であり感謝します。ただ、保護期間が最大 15 年では不十分です。

そこで、延長申請を 3 回可能とし、20 年の保護期間とすることを要望いたします。

3. 公開延期

改正意匠法によれば、「(登録出願日から、又は初回の登録出願の権利を主張する日から 30 ヶ月以下の明確な期間を定めて)公開の延期に関する条項を追加する。」とあります。

意匠は模倣が容易であることから、公開から製品化までの間に時間があく場合に公開されることで第三者に模倣されてしまうおそれがあります。また、権利主張する日から 30 ヶ月 (2 年半) では新しいデザインの新製品を発表する前に意匠公報によってその内容が世間に知られないようにする期間としては短いです。

そこで、日本国の意匠法と同様に権利主張する日から 36 ヶ月 (3 年) の猶予期間が必要と考え、公開延期に関する期間の延長を要望いたします。

4. 部分意匠制度の導入

現在、貴国の意匠法では部分意匠制度の規定が無いと理解しております。

(仮訳)

日本国の意匠法では物品全体ではなく、特徴的な物品の部分のみを模倣するような第三者に対して権利行使をすることを考慮し、物品の部分にかかる意匠も保護しています。

そこで、貴国の意匠法においても部分意匠についての規定を新設することを要望いたします。

5. 無効審判制度の導入

不登録要件を有する意匠（冒認意匠等）に関して、現運用では裁判所への提訴にて無効化が可能となっていますが、裁判では費用および時間が非常にかかってしまうという問題があり、正当な受益者にとり大きな不利益となっています。

そこで、今回の改定に当たり無効審判制度の導入を要望いたします。

6. 早期審査制度の導入

意匠出願から権利化までの期間につきまして、JETRO2014年の調査においておよそ4年と比較的時間がかかる傾向にあります。これまで意匠権存続期間が短い事と相まって権利活用ができる期間が短くなってしまい権利者が不利となる状況を作り出しております。

そこで、権利化期間の迅速化を図れる抜本的な対策である早期審査制度の導入を要望いたします。

以上